

日本労働年鑑 第24集 1952年版

The Labour Year Book of Japan 1952

第三部 労働政策

第二編 政府の労働政策

第二章 労働運動・大衆運動・共産党対策

第三節 警察力の増強と法務府特別審査局の拡充

警察予備隊の設置 七月八日のマッカーサー書簡は、七五、〇〇〇名からなる国家警察予備隊の新設と海上保安庁の八、〇〇〇名増員を許可すること、これに要する経費は一般会計の公債償還費のうちから計上されるべきことを、日本政府に対して指令した(第一編参照)。

右書簡は、国家地方警察三万名、地方自治警察九五、〇〇〇名、海上保安庁一万名、合計一三五、〇〇〇名の警察力一躍二一八、〇〇〇名に増員することを意味しており、また警察予備隊および海上保安隊の装備はいわゆる警察の域をこえて相当の機動力と武力を備えるものであることが想像された。

政府は直ちに右書簡の具体化に着手したが、予備隊設置の法的措置やそれに伴う予算措置については常に総司令部の指示を受け、七月半ばには右の措置を何れも法律によらないでポ政令で行うことに決定、一八日には次のような大綱を決定した。

一、予備隊の性格は事変、暴動、一定の限度をこえた政治的ストライキ、悪質な政治陰謀などに備える治安警察隊であって、国家警察、自治体警察と密接な連絡は保つが、本来の任務はまったく別である。

- 一、中央に本部を置き全国を四管区程度に分ち、各管区に分隊をおく。
- 一、内閣総理大臣直轄とし、その下に警察予備隊専任の国務相をおく。
- 一、首相は警察予備隊の本部長官を任命し、長官が警察隊を統率する。
- 一、かなり性能の高い機動力をもち、装備は治安警察にふさわしいものとし、ピストル以上小銃等の武器をもたせる。

- 一、強力な情報網をもつ。
- 一、予備警察隊設置のための政令公布をまち、直ちに隊員の募集を開始する。
- 一、細目については国警の援助を得てこれと協議してきめる。右のうち装備については関係方面の援助にまつこととし、配置、構成、宿舎(集団宿舎をふくむ)募集、訓練などは関係方面と緊密に連絡をとりながら政府が立案を進めることとし直ちにこの連絡担当者を定めるはずである。

- 一、警察隊員の募集には年令の制限が付され、また任期についても一定の期間を定める。また国家公務員法の適用をうけないことになる。

さらに八月七日には予備隊令の最終案が完成し、一〇日政令二六〇号で次のような警察予備隊

令を公布施行した。

日本労働年鑑 第24集 1952年版

発行 1951年10月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年6月1日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1952年版(第24集)【目次】 次のページ→ ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
